

平成26年生駒市議会（第4回）定例会議案

（追加提案分）

平成26年9月30日

生 駒 市

議案第 77 号

生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 9 月 30 日

生駒市長 山下 真

生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 43 年 2 月生駒市条
例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項中「職員が部分休業」を「職員が修学部分休業（当該職員が大
学その他の教育施設における修学のため、1 週間の勤務時間の一部を勤務しない
ことをいう。）、部分休業」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。